

令和2年1月10日

## 都市自治体における公益通報体制整備に関する意見

全 国 市 長 会  
経 済 委 員 会

公益通報者保護法の一部改正に関しては、昨年12月10日付で本会から意見を提出したところであるが、都市自治体として、改めて、下記のとおり意見を申し述べる。

### 記

1. 内部通報体制を整備することについては、セクシャルハラスメント防止対策と同様、官民分け隔てなく雇用管理上講ずべき措置として、一定の合理性があるものとする。
2. 外部通報体制については、都市自治体において実情に応じた体制が既に整えられているところであり、改めて体制整備を義務付ける必要はない。  
地方分権の観点から、地方の組織体制について国が義務付けを行うことは適切ではない。

以上